

虐待防止のための指針

医療法人弘仁会 南和病院介護医療院

1 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

介護医療院（以下、当院という。）では、入所者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

1) 虐待の定義

この指針において「虐待」とは、職員が入所者に対して行う、次に掲げる行為をいいます。

- (1) 入所者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく入所者の身体を拘束すること。
- (2) 入所者にわいせつな行為をすること、または入所者にわいせつな行為をさせること。
- (3) 入所者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、または不当な差別的言動、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 入所者を衰弱させるような著しい減食、長時間放置、(1) から (3) に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。
- (5) 入所者の財産を不当に処分すること、その他当該入所者から不当な財産上の利益を得ること。

2) 虐待防止に関する行動規範

当院における行動規範として、次のような虐待を許さない姿勢で対応します。

- (1) 私たちは、殴る、蹴る、つねるその他けがをさせるような暴力行為や不当な身体拘束などをはじめ、いかなる虐待も許さず、質の高い豊かな生活を送ることができるよう支援します。
- (2) 虐待あるいはそれが疑われるような行為を発見した場合は、行為者に対して助言や制止を行う、あるいは上司、市町村（＊）に通報（＊＊）するなどの必要な行動をとります。

＊市町村（高齢者虐待に関する相談・通報窓口）

大淀町	平日	日中	8時30分～	大淀町役場福祉部	0747-52-5513
-----	----	----	--------	----------	--------------

			17時15分	護課	
				大淀町地域包括支援センター	0747-52-7760
			夜間	17時15分 ～8時30分	大淀町役場
	休日	終日		大淀町役場	0747-52-5501

＊ ＊ 通報について

高齢者虐待防止法により通報義務は守秘義務より優先されるので安心して通報できます。

2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

（１）当院では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止検討委員会（以下、委員会という。）」を設置します。

（２）虐待防止の担当者の選任

虐待防止の担当者は、介護医療院副師長とします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

（１）定期的な研修の実施（年２回）

（２）新任職員への研修の実施

（３）その他必要な教育・研修の実施

（４）実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

１）虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

２）緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

（１）入所者、入所者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、２（２）で定められた虐待防止担当者となります。

- (2) 当院で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。
- (3) 当院内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び虐待防止担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。
- (4) 当院内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

入所者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、虐待防止担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、入所者及び家族がいつでも当院内にて閲覧ができるようにするとともに、法人ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

付則

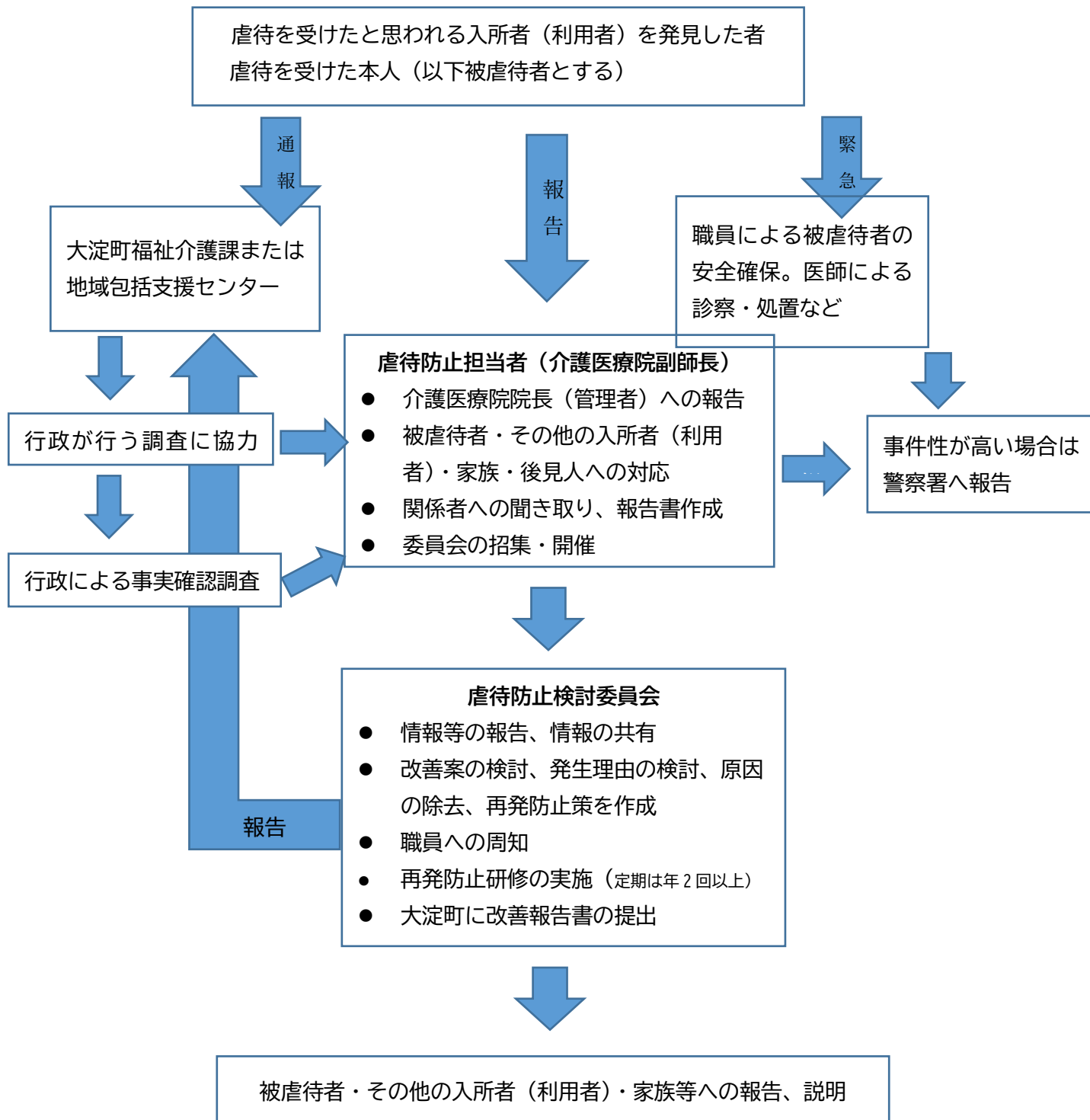
令和6年1月29日より施行。

令和6年3月22日改訂

令和8年4月1日改訂

令和8年6月4日改訂

虐待を発見・発生した場合の対応フローチャート



南和病院介護医療院虐待防止検討委員会

2024年4月26日から施行

2026年4月24日改訂

4 2026年7月28日改訂